株式会社 トスネット

第50回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時
2026年12月18日（金）
午前10時（受付開始　午前９時30分）

開催場所
仙台市宮城野区榴岡五丁目11番１号
仙台サンプラザ　１階
「ローズ」の間

決議事項
議　　案　剰余金の処分の件



書面郵送または
インターネットによる
議決権行使期限



2026年12月17日（木曜日）午後５時15分まで

株式会社トスネット
証券コード：4754

証券コード　4754
2026年12月２日
（電子提供措置の開始日2026年11月27日）

株　主　各　位

仙台市宮城野区宮城野一丁目10番１号
株式会社トスネット
代表取締役社長　氏　家　　仁

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.tosnet.co.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード「4754」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ　情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。）

なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面（議決権行使書用紙）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年12月17日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年12月18日（金曜日）　午前10時00分

2．場　　所　仙台市宮城野区榴岡五丁目11番１号
仙台サンプラザ　１階 「ローズ」の間

3．株主総会の目的事項

報 告 事 項
1．第50期（自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）計算書類の内容報告の件
2．第50期（自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

議　　案　議案　剰余金の処分の件

以　上

〜〜

1．当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
4．株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
5．書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第１４条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表

議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限
【2026年12月17日（木曜日）午後５時15分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

行使期限
【2026年12月17日（木曜日）午後５時15分受付分まで有効】



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時
【2026年12月18日（金曜日）午前10時】
（受付開始時刻は**午前９時30分**を予定しております。）

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申しあげます。

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス
https://evote.tr.mufg.jp/

2 ログイン

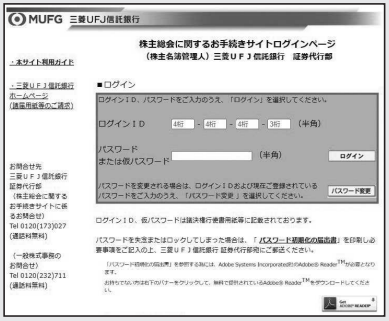

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

事　業　報　告

（自　2025年10月 1 日
至　2026年 9 月30日）

1．企業集団の現況に関する概況

（1）事業の経過及びその成果

①　事業の状況

当連結会計年度（2025年10月１日から2026年９月30日まで）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方で、中東情勢や自然災害の影響に加え、金融資本市場の変動など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当警備業界におきましては、安全・安心に対する社会的なニーズの高まりに加え、社会インフラの整備・建築・土木現場や各種イベントの開催などを背景に、幅広い分野で警備需要が底堅く推移しております。また、高齢者の就業機会が広がるとともに、警備サービスの高度化や業務効率化の進展など、業界のさらなる発展が期待されております。一方で、慢性的な人手不足に加え、労務費の上昇などが引き続き経営課題となっております。これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は11,516百万円（前連結会計年度比3.3％減）、営業利益は750百万円（前連結会計年度比12.7％減）、経常利益は928百万円（前連結会計年度比3.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は438百万円（前連結会計年度比42.2％減）となりました。

次に、事業のセグメント別の業績をご報告申し上げます。

＜警備事業＞

警備事業は、交通誘導警備、施設警備、列車見張り警備等を行っております。警備事業の売上高は10,167百万円（前連結会計年度比0.4％減）となりました。

(交通誘導警備)

交通誘導警備とは、警備員が建築現場、工事現場等における工事車両、一般車両及び歩行者の安全な誘導と出入りの管理、各種ショッピングセンター等での駐車場の出入口、歩行者の安全確保等の交通誘導を行うもので、交通事故の発生を防止するものです。

また、雑踏警備とは、警備員が花火大会、お祭り、コンサート、スポーツイベント等、多くのお客様が集まる場所で人員整理、誘導、案内等を行うことにより事故を防ぎ、円滑な運営の手助けをするものです。

当連結会計年度は、ゼネコン、建設工事事業会社等へ積極的な営業展開を行った結果、当部門の売上高は6,577百万円（前連結会計年度比2.7％減）となりました。

(施設警備)

施設警備とは、警備員がオフィスビルや工場等の建物内への人の出入管理、防犯防災管理、駐車場の管理を行うものです。施設警備の主なものは常駐警備、巡回警備、保安警備等があります。当社グループでは、首都圏を中心に積極的な営業展開をした結果、当部門の売上高は3,121百万円（前連結会計年度比4.3％増）となりました。

(列車見張り警備)

列車見張り警備とは、列車見張員の資格を持った警備員が、ＪＲや私鉄の営業路線、作業現場に接近する列車の進行・通過を監視して軌道内作業員の安全を確保するものです。当社グループでは、専門性を追求し他社との差別化を図り、当社グループの注力商品の一つと位置付けております。当部門の売上高は285百万円（前連結会計年度比1.7％増）となりました。

＜ビルメンテナンス事業＞

ビルメンテナンス事業は、ビルメンテナンス、清掃業務及び労働者派遣業務等を行っておりました。ビルメンテナンス事業の売上高は79百万円（前連結会計年度比57.4％減）となりました。

なお、当該事業を営んでいた連結子会社である株式会社ビルキャストは、2026年３月31日付で解散し、同年６月30日付で清算結了しております。

＜電源供給事業＞

電源供給事業は、各種イベント及びコンサート関連の仮設電源の提供・テレビ局関係の中継のバックアップ等、各種電源需要への電源提供業務を行っております。大規模イベント及びコンサート、クライアントからの機材製作及び停電工事に伴う電源供給業務が増加したことにより、電源供給事業の売上高は1,269百万円（前連結会計年度比9.6％増）となりました。

セグメント別売上高（連結）前連結会計年度比較

（単位：千円）

項目	前連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日）		当連結会計年度（自 2025年10月 1 日 至 2026年 9 月30日）		増減	
	売上	構成比	売上	構成比	売上	増減率
交通誘導警備	6,760,273	56.8%	6,577,128	57.1%	△183,145	△2.7%
施設警備	2,991,825	25.1%	3,121,732	27.1%	129,906	4.3%
列車見張り警備	281,142	2.4%	285,988	2.5%	4,846	1.7%
その他	174,161	1.5%	182,630	1.6%	8,468	4.9%
警備事業計	10,207,403	85.7%	10,167,479	88.3%	△39,923	△0.4%
ビルメンテナンス事業	187,330	1.6%	79,791	0.7%	△107,538	△57.4%
メーリングサービス事業	354,152	3.0%	—	—	—	—
電源供給事業	1,158,114	9.7%	1,269,470	11.0%	111,356	9.6%
合計	11,907,000	100.0%	11,516,741	100.0%	△390,258	△3.3%

（注） 千円未満は、切り捨てて表示しております。

なお、ビルメンテナンス事業の売上は、株式会社ビルキャストが2026年6月30日付で清算結了したため、2025年10月１日から2026年６月30日までを集計しております。

前連結会計年度

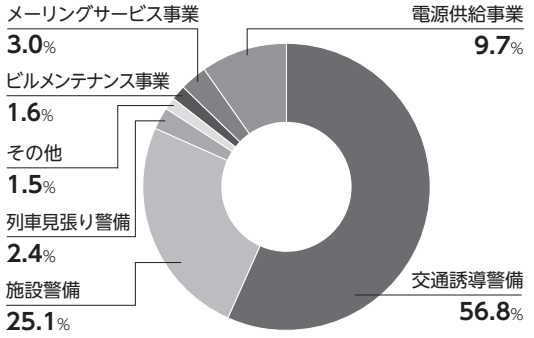

当連結会計年度

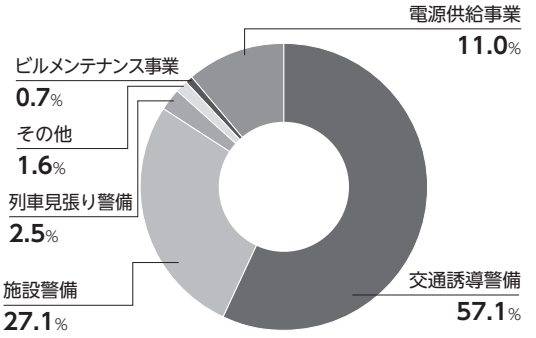

② 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社トスネットがグループ会社の業務拡大及び効率化を図るため、土地を取得いたしました。

所在地　　仙台市宮城野区　土地　227,727千円

また、I・C・Cインターナショナル株式会社が業務拡大のため、電源車4台を取得いたしました。

車両運搬具　電源車　4台　207,800千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、株式会社ビルキャストを2026年６月30日付で清算結了しております。

⑤　対処すべき課題

近年、社会環境が大きく変化する中、防犯・防災意識の高まりや社会インフラの維持、各種イベントの開催等を背景として、「安心・安全」に対する社会的ニーズはますます高まっており、警備業界が果たすべき役割は一層重要性を増しております。一方で、警備業界におきましては、物価上昇や人件費の高騰、慢性的な人手不足、警備員の高齢化など、事業環境を取り巻く課題への対応が求められております。

このような経営環境のもと、当社グループは、主力業務である交通誘導警備、施設警備及び列車見張り警備を中心に、既存顧客との取引拡大や新規顧客の開拓に取り組むとともに、適正な警備料金の確保、業務運営の効率化及び高付加価値サービスの提供を通じて、収益力の強化を図ってまいります。また、グループ各社が有する専門性や地域に根差した営業基盤を活かし、警備事業と電源供給事業の連携を強化することで、グループシナジーの創出と事業基盤の強化に取り組んでまいります。

人材の確保・育成につきましては、当社グループの持続的な成長を支える重要な経営課題と認識しております。若年層の採用・育成に加え、高齢者が長く活躍できる職場環境の整備を進めております。警備員教育の充実や各種資格取得の促進を通じて、警備員一人ひとりの専門性と資質の向上を図り、競合他社との差別化と警備サービスの品質向上に取り組んでまいります。

さらに、警備業法をはじめとする関係法令の遵守を徹底するとともに、労働災害の防止と安全管理体制の強化に努めてまいります。加えて、デジタル技術の活用や業務の効率化を推進し、生産性の向上と業務品質の均一化を図ることで、変化する事業環境に対応できる経営基盤の構築を進めてまいります。

当社グループは、今後も高い専門性とグループの総合力を活かしたトータルセキュリティネットワークの充実を図り、多様化するお客様のニーズに迅速かつ的確に対応することで、地域社会の「安心・安全」に貢献するとともに、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 47 期 (2023年９月期)	第 48 期 (2024年９月期)	第 49 期 (2025年９月期)	第 50 期 (2026年９月期)
売上高 (千円)	10,937,101	11,559,746	11,907,000	11,516,741
経常利益 (千円)	893,801	901,291	964,124	928,668
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	576,812	891,649	757,668	438,280
１株当たり当期純利益 (円)	121.94	188.62	162.53	94.31
総資産 (千円)	10,551,042	11,190,707	11,273,212	11,271,675
純資産 (千円)	7,203,830	7,927,073	8,476,474	8,770,945
１株当たり純資産 (円)	1,522.97	1,685.50	1,828.36	1,885.77

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

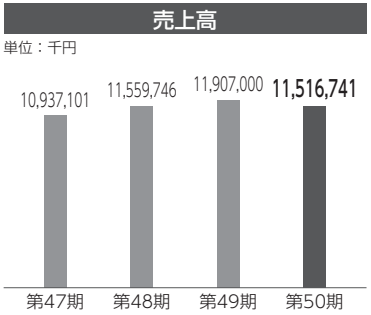

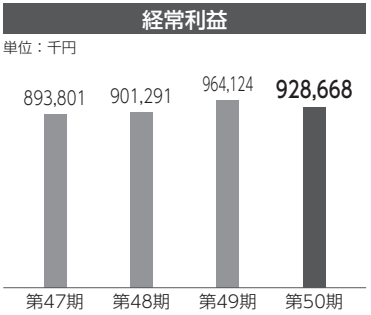

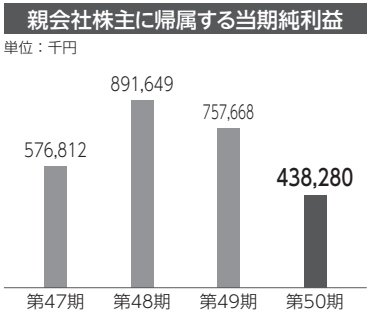

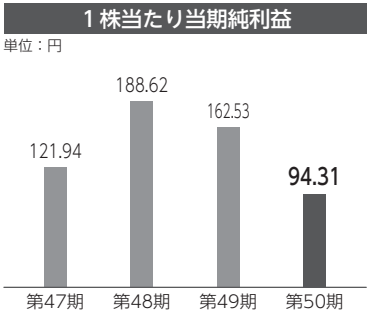

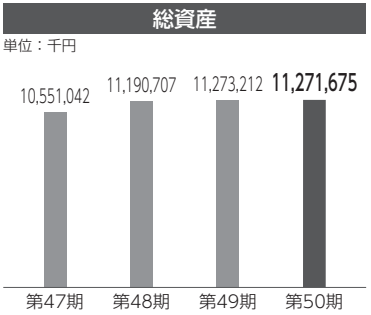

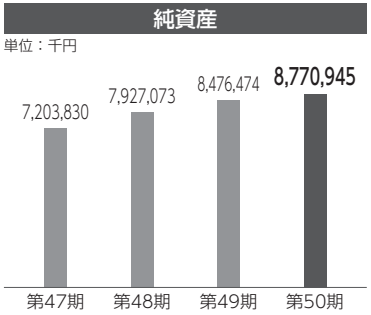

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 47 期 (2023年９月期)	第 48 期 (2024年９月期)	第 49 期 (2025年９月期)	第 50 期 (2026年９月期)
売上高（千円）	1,239,927	1,226,632	1,168,746	1,134,433
経常利益（千円）	429,577	460,064	410,829	1,877,171
当期純利益（千円）	371,493	790,378	429,526	1,733,092
１株当たり当期純利益（円）	78.53	167.20	92.14	372.91
総資産（千円）	5,793,185	6,422,755	6,426,645	7,833,640
純資産（千円）	4,459,268	5,079,415	5,283,770	6,863,869
１株当たり純資産（円）	942.74	1,080.02	1,139.70	1,475.75

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

売上高

単位：千円

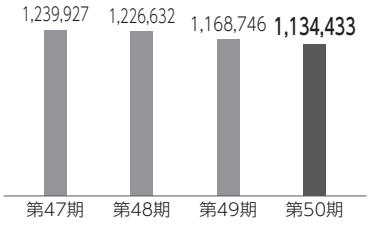

経常利益

単位：千円

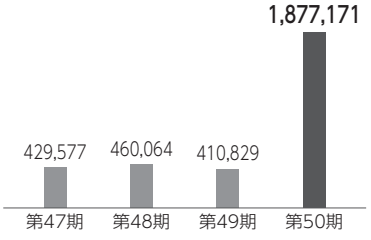

当期純利益

単位：千円

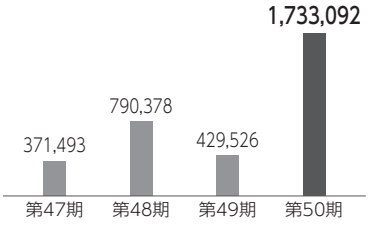

１株当たり当期純利益

単位：円

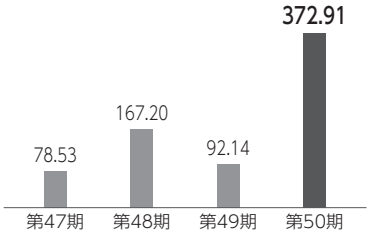

総資産

単位：千円

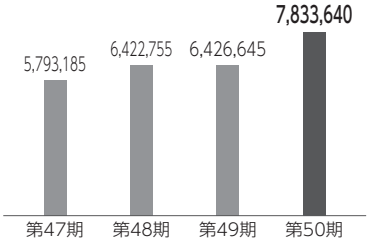

純資産

単位：千円

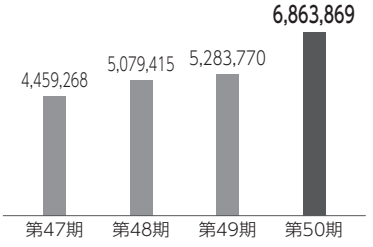

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本保安	40,000千円	100%	警備請負業
株式会社大盛警備保障	60,000千円	100%	警備請負業
株式会社三洋警備保障	20,000千円	100%	警備請負業
I・C・Cインターナショナル株式会社	100,000千円	100%	電源供給事業
株式会社トスネット北陸	40,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット北東北	10,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット南東北	10,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット首都圏	10,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット上信越	10,000千円	100%	警備請負業
アサヒガード株式会社	20,000千円	100%	警備請負業
株式会社トスネット琉球	60,000千円	100%	警備請負業
北日本警備株式会社	16,000千円	100%	警備請負業
株式会社トップロード	10,000千円	100%	警備請負業
株式会社アイワ警備保障	97,000千円	100%	警備請負業

(4) 主要な事業内容

当企業集団は、交通誘導警備を主体に、施設警備、列車見張り警備、保安警備、イベント警備、巡回警備等を主たる事業としております。

(5) 主要な営業所等

① 当社の主要な事業所

当社本社	宮城県仙台市
仙台営業所	宮城県仙台市

(注) この他、10の営業所があります。

② 子会社の事業所

株式会社日本保安	本社 千葉県千葉市
株式会社大盛警備保障	本社 岩手県盛岡市
株式会社三洋警備保障	本社 東京都世田谷区
I・C・Cインターナショナル株式会社	本社 北海道札幌市
株式会社トスネット北陸	本社 石川県金沢市
株式会社トスネット北東北	本社 岩手県盛岡市
株式会社トスネット南東北	本社 福島県郡山市
株式会社トスネット首都圏	本社 東京都江東区
株式会社トスネット上信越	本社 新潟県新潟市
アサヒガード株式会社	本社 福島県郡山市
株式会社トスネット琉球	本社 沖縄県那覇市
北日本警備株式会社	本社 北海道札幌市
株式会社トップロード	本社 新潟県新潟市
株式会社アイワ警備保障	本社 千葉県睦沢町

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
男性	1,178	△27
女性	165	△5
合計	1,343	△32

(注) 他に嘱託社員 1,160名
登録社員 712名

② 当社の従業員数

区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	122	+5	43.27	10.89
女性	21	△2	35.85	7.61
合計又は平均	143	+3	42.18	10.41

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社きらやか銀行	124,985千円
株式会社北日本銀行	147,290千円
株式会社七十七銀行	35,560千円

2．会社の概況に関する事項

（1）株式に関する事項

① 発行可能株式総数　7,000,000株

② 発行済株式総数　4,651,115株（自己株式81,485株を除く）

③ 株主数　1,065名（前期末比　163名増）

④ 単元株式数　100株

⑤ 大株主の状況（上位10名）

氏名又は名称	持株数（千株）	持株比率（%）
有限会社元気	1,770	38.07%
セコム株式会社	720	15.48%
UH Partners 2投資事業有限責任組合	355	7.64%
光通信KK投資事業有限責任組合	306	6.60%
佐藤 康廣	140	3.02%
トスネット社員持株会	132	2.86%
エスアイエル投資事業有限責任組合	114	2.45%
UH Partners 3第3号投資事業有限責任組合	111	2.39%
山形共立株式会社	50	1.08%
光通信KK第5号投資事業有限責任組合	47	1.02%

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
3．持株比率は、自己株式（81,485株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項
取締役及び監査役の氏名等

(年度末現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	氏家 仁（ウジエ ヒトシ）	
代表取締役専務	佐藤 雅彦（サトウ マサヒコ）	管理統轄本部統轄本部長
取締役会長	佐藤 康廣（サトウ ヤスヒロ）	
常務取締役	菅 日出夫（カン ヒデオ）	（株）トスネット上信越代表取締役社長兼(株)トップロード代表取締役会長
常務取締役	五十嵐 春樹（イガラシ ハルキ）	業務統轄部統轄部長兼(株)トスネット首都圏代表取締役
取締役	箱石 義隆（ハコイシ ヨシタカ）	営業統轄本部統轄本部長兼(株)トスネット南東北代表取締役
取締役	浦井 義光（ウライ ヨシミツ）	弁護士（法律事務所あかり）
取締役	鎌瀧 敬司（カマタキ タカシ）	
取締役	猪股 恒一（イノマタ コウイチ）	
常勤監査役	菊池 敬（キクチ ケイ）	
監査役	鶴岡 三千夫（ツルオカ ミチオ）	鶴岡ラバー化成(株)会長
監査役	小田中 輝男（オダナカ テルオ）	(株)スマイル仙台代表取締役

(注) 1．取締役浦井義光氏、鎌瀧敬司氏及び猪股恒一氏は、社外取締役であります。
2．監査役３名は、全員社外監査役であります。
3．小田中輝男氏は、東京証券取引所の各規則に定める独立役員として、届け出ております。なお、同氏は、金融企業における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査等の実効性を高めるため、重要な会議への出席及び取締役からの業務執行状況の聴取などを通じた情報収集並びに内部監査部門との連携を強化すべく、菊池敬氏を常勤の監査役に選定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額
取締役　９名　135,400千円（うち社外取締役３名7,420千円）
監査役　４名　　8,020千円（うち社外監査役４名8,020千円）

(注) 当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

取締役・監査役のご紹介



代表取締役社長

ウジイエ　ヒトシ
氏家　仁



取締役

ハコイシ　ヨシタカ
箱石　義隆



監査役

ツルオカ　ミチオ
鶴岡　三千夫



代表取締役専務

サトウ　マサヒコ
佐藤　雅彦



取締役

ウライ　ヨシミツ
浦井　義光



監査役

オダナカ　テルオ
小田中　輝男



取締役会長

サトウ　ヤスヒロ
佐藤　康廣



取締役

カマタキ　タカシ
鎌瀧　敬司



常務取締役

カン　ヒデオ
菅　日出夫



取締役

イノマタ　コウイチ
猪股　恒一



常務取締役

イガラシ　ハルキ
五十嵐　春樹



常勤監査役

キクチ　ケイ
菊池　敬

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、平成６年11月25日開催の定時株主総会において、取締役報酬が年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まない）、監査役報酬が10,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は９名（うち社外取締役は３名）、監査役は３名であります。

(5) 取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）について、取締役及び社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、2025年12月19日開催の取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社における報酬決定のプロセスについては、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、客観性・適正性を備えたものとする。

また、当社は短期的な利益を偏重することなく、中長期的な視点で経営に取り組むことで持続的な成長を目指す。そのため、役員報酬については、その安定性を確保することが重要であるとの認識のもと、固定報酬のみで構成するものとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会で承認された役員報酬規程に定める基準に基づいて決定する。具体的には、各役員の役位・職責や会社業績、世間水準や会社従業員給与とのバランスをも考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については、代表取締役に一任する旨を当社取締役会決議により決定する。これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬額が、代表取締役社長氏家仁への委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断している。

なお、取締役会においては、客観性・適正性を確保するため、取締役会の構成員である社外取締役から積極的な意見を聴取するものとする。

(6) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 取締役 浦井 義光

(イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
法律事務所あかり所属の弁護士を兼務しております。なお、当社は法律事務所あかりとの間に特別な関係はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係
該当事項はありません。

② 取締役 鎌瀧 敬司

(イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係
該当事項はありません。

③ 取締役 猪股 恒一

(イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係
該当事項はありません。

④　監査役　菊池　敬

（イ）他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

（ロ）他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

（ハ）会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係

該当事項はありません。

⑤　監査役　鶴岡　三千夫

（イ）他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

鶴岡ラバー化成株式会社の会長を兼務しております。なお、当社は鶴岡ラバー化成株式会社との間に特別な関係はありません。

（ロ）他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

（ハ）会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係

該当事項はありません。

⑥　監査役　小田中　輝男

（イ）他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

株式会社スマイル仙台の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社スマイル仙台との間に特別な関係はありません。

（ロ）他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

（ハ）会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係

該当事項はありません。

（8）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

当事業年度における主な活動状況

氏　　名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
浦 井　義 光	13回中12回	―	取締役会等において、弁護士としての豊富な経験及び見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
鎌 瀧　敬 司	13回中13回	―	取締役会等において、元東証一部上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
猪 股　恒 一	13回中12回	―	取締役会等において、元警察官としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
菊　池　　敬	10回中10回	10回中10回	金融企業で要職を歴任し、経営全般に亘る広範な知識と深い見識から、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。
鶴 岡　三 千 夫	13回中11回	13回中12回	企業経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会及び監査役会については、常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。
小 田 中　輝 男	13回中11回	13回中12回	金融企業で要職を歴任し、経営全般に亘る広範な知識と深い見識から、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。

(9) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　太陽有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（イ）公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　21,000千円

（注）１.当社監査役会は太陽有限責任監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、これに同意いたしました。

２.当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（ロ）当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、若しくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

(10) 会社の体制及び方針

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は企業理念に基づいた企業経営を実現するため、役員・使用人とも職務の執行が法令・定款に適合することと、職務の執行が効率的に行われるよう職務分掌を定めて責任と権限を明確にする。事業活動に係る法令その他の規範を遵守するため、代表取締役が委員長となっている「コンプライアンス委員会」が策定した「コンプライアンスマニュアル」を全社員に周知徹底し、社内におけるコンプライアンス遵守の風土を作る。監査役が機動的に機能できるように、取締役、内部監査部門及び会計監査人との連携の流れを作り、監督機能の強化と情報の共有化を図る。

② 業務の適正を確保するための体制

（イ）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ且つ社会的責任を果たすため、コンプライアンスマニュアルを全役職員に周知徹底させる。
・取締役を対象とした研修を実施し、職務を果たすうえで必要とされる法令等に関する知識の周知を図る。
・取締役会は、法令、定款、社内規則に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
・当社は取締役会規程に基づき、取締役会を原則月１回開催している。
・当社は監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席状況、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
・監査役の監査が効率的かつ実効的に行われることを確保するため、監査役から、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する請求を受けたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

（ロ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報システム管理規程」に定めるところによる。
・経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。

（ハ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・業務執行体制上の組織及び責任は「職務分掌規程」の定めるところによる。
・取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議において、業務執行取締役、執行役員及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
・自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある緊急事態が発生した場合の危機管理体制について、規則を整備し社内への周知徹底を図る。

（ニ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・「取締役会規程」に基づき、月１回の取締役会及び随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
・取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
・業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確にしている。
・取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。

・業績管理に資する財務データについては、ＩＴシステム等により適時・適切に取締役に提供している。

（ホ）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役及び従業員がとるべき行動の基準・規範を示した当社の企業理念・行動指針に基づき適正な業務執行の管理・監督を行うとともに、問題があった場合は、就業規則に則り適正な処分を行う。
・コンプライアンス体制の充実・強化を図るために、各部署の責任者で構成されたコンプライアンス委員会を設置し、きめ細やかな対応を行う。
・内部監査部門である監査室が定期的な内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適時報告する。

（ヘ）企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社では取締役会を原則として月１回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況が適切に付議・報告されている。また、原則として２ヶ月に１回開催されるグループ会社社長による社長会にて、重要な決定事項・報告事項が経営幹部に伝達されている。
・各部門が担当業務に応じて子会社の業務を指導・監督するとともに、子会社に対する総括的な指導・監督を行う。
・コンプライアンス担当部署は、当社及び子会社の社員に対し、その役職、業務内容等に応じて研修を実施する。
・内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の取締役に報告する。

（ト）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は存在しないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置をする。
・当該使用人の任命、異動、評価、懲戒等の改定については、監査役会の同意を要するものとする。

（チ）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は当社及び子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告することとする。
・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席する。
・監査役会は主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ

て取締役または使用人に対し、その説明を求めることができる。
・取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

（リ）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
・企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応部署を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

（11）業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について
・当事業年度において、取締役会を13回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

② リスクマネジメント体制の構築について
・当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、取締役会だけでなく地区会議等において、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理が可能となる体制を構築しております。

貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位　千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,057,144**	**流動負債**	**347,588**
現金及び預金	1,239,678	一年内返済予定の長期借入金	75,134
警備未収入金	119,519	未払金	32,353
売掛金	3,204	未払法人税等	75,000
有価証券	1,395,965	未払消費税等	18,770
原材料及び貯蔵品	16,964	未払費用	100,325
関係会社短期貸付金	101,400	預り金	3,913
前払費用	23,221	賞与引当金	24,380
その他	157,515	リース債務	10,424
貸倒引当金	△323	その他	7,287
固定資産	**4,776,495**	**固定負債**	**622,182**
有形固定資産	**1,747,936**	長期借入金	232,701
建物	205,456	退職給付引当金	75,467
構築物	19,910	リース債務	13,654
機械装置	9,062	その他	300,360
車両運搬具	0		
工具器具備品	42,326		
土地	1,460,009		
リース資産	11,172		
無形固定資産	**16,294**		
電話加入権	8,947	**負債合計**	**969,771**
実用新案権	107	純資産の部	
商標権	29	**株主資本**	**6,780,965**
水道施設利用権	62	**資本金**	**782,930**
リース資産	7,148	**資本剰余金**	**766,550**
投資その他の資産	**3,012,264**	資本準備金	766,550
投資有価証券	221,072	**利益剰余金**	**5,341,593**
関係会社株式	2,598,268	利益準備金	61,370
出資金	3,662	その他利益剰余金	5,280,223
長期前払費用	6,037	別途積立金	988,500
会員権	2,169	繰越利益剰余金	4,291,723
保険積立金	42,821	**自己株式**	**△110,108**
敷金及び保証金	11,320	**評価・換算差額等**	**82,903**
関係会社長期貸付金	111,200	**その他有価証券評価差額金**	**82,903**
繰延税金資産	16,217		
貸倒引当金	△507	**純資産合計**	**6,863,869**
資産合計	**7,833,640**	**負債及び純資産合計**	**7,833,640**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2025年10月 1 日
至　2026年 9 月30日）

（単位　千円）

項目	金額	
売上高		**1,134,433**
売上原価		**832,998**
売上総利益		**301,435**
販売費及び一般管理費		**880,725**
営業損失		**579,289**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,910,975	
受取助成金	1,620	
受取賃貸料	36,551	
受取出向料	50,434	
経営指導料	444,420	
投資有価証券運用益	2,202	
有価証券評価益	5,965	
雑収入	12,163	2,464,332
営業外費用		
支払利息	3,777	
その他	4,093	7,871
経常利益		**1,877,171**
特別利益		
投資有価証券売却益	98,106	
関係会社株式清算益	29,974	
受取保険金	96,092	224,173
特別損失		
固定資産除却損	1,292	
特別功労金	300,000	301,292
税引前当期純利益		**1,800,052**
法人税、住民税及び事業税		63,933
法人税等調整額		3,026
当期純利益		**1,733,092**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2025年10月 1 日
至　2026年 9 月30日）

（単位　千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
2025年10月1日残高	782,930	766,550	61,370	988,500	2,730,166	3,780,036	△130,649	5,198,867
当期変動額								
剰余金の配当					△171,535	△171,535		△171,535
当期純利益					1,733,092	1,733,092		1,733,092
自己株式の取得							△65	△65
自己株式の処分							20,606	20,606
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	1,561,556	1,561,556	20,541	1,582,098
2026年9月30日残高	782,930	766,550	61,370	988,500	4,291,723	5,341,593	△110,108	6,780,965

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年10月1日残高	84,902	84,902	5,283,770
当期変動額			
剰余金の配当			△171,535
当期純利益			1,733,092
自己株式の取得			△65
自己株式の処分			20,606
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,998	△1,998	△1,998
当期変動額合計	△1,998	△1,998	1,580,099
2026年9月30日残高	82,903	82,903	6,863,869

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…… 総平均法による原価法により評価しております。

売買目的有価証券…… 時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により評価しております。

その他有価証券…… 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法により評価しております。なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算報告書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…… 最終仕入原価法により評価しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法を採用しております。

建物及び構築物	5～50年
機械装置及び車両運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法を採用しております。

(3) リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した期から費用処理しております。また、小規模企業等における簡便法の採用については、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

警備事業は、各種工事やイベント等について、顧客との警備請負契約に基づき役務を提供するものであり、当該契約に基づき、警備業務が終了したときに履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して警備報告書を提出し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度における関係会社株式の帳簿価額　2,598,268千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社の評価に当たり、関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額もしくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額としております。当該実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として計上しております。

なお、事業計画における売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境等の変化等により実質価額の回復可能性が認められなくなった場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保資産

担保に供している資産

建　　物	155,914千円
土　　地	560,960千円
合　　計	716,875千円

上記に対する債務

一年内返済予定の長期借入金	34,324千円
長期借入金	126,221千円
合　　計	160,545千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　883,908千円

3．関係会社に対する債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	149,976千円
短期金銭債務	129千円
長期金銭債務	111,200千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	
営業収益	11,170千円
営業費用	27,211千円
営業取引以外の取引	
営業外収益	2,411,858千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	4,732,600株

2．当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	81,485株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税損金不算入額	5,337千円
未払事業所税損金不算入額	969千円
未払費用損金不算入額	1,179千円
賞与引当金繰入超過額	7,672千円
前払費用損金不算入額	6,412千円
退職給付引当金繰入超過額	23,625千円
貸倒引当金繰入超過額	261千円
減価償却超過額	454千円
投資有価証券	11,799千円
会員権	7,954千円
長期貸付金	5,365千円
特別功労金	94,410千円
株式報酬費用	250千円
繰延税金資産小計	165,692千円
評価性引当額	119,529千円
繰延税金資産合計	46,162千円
繰延税金負債	
前払固定資産税	1,671千円
その他有価証券評価差額金	28,274千円
繰延税金負債合計	29,945千円
繰延税金資産総額	16,217千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に記載した固定資産のほか、車両運搬具、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1．役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈲蔵王ブルーベリー農園(注) 1	宮城県刈田郡蔵王町	71,000	農業の経営	被所有割合 0.0(間接)	有	―	商品の購入	4,834(注) 2	未払金	61

2．子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱I･C･Cインターナショナル(注) 2	札幌市東区	100,000	電源供給事業	所有割合 100.00(直接)	有	資金援助	資金の貸付	22,500	長期貸付金	95,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1．有限会社蔵王ブルーベリー農園からの商品の購入価格は店頭価格にて、また支払条件は一般取引と同様に締日(月末)と支払日(翌月末)を決定しております。

2．子会社に対する資金の貸付は、主として運転資金に充当することを目的としており、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3．会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1．	1株当たり純資産額	1,475円75銭
2．	1株当たり当期純利益	372円91銭

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月18日

株式会社トスネット
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東北事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　川　行　正

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　倉　毅　典

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トスネットの2025年10月１日から2026年９月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第50期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月18日

株式会社トスネット　監査役会

監査役（常勤）　菊　池　　敬　㊞

監 査 役　　鶴　岡　三千夫　㊞

監 査 役　　小 田 中　輝男　㊞

(注) 上記監査役３名は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位　千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,773,156**	**流動負債**	**1,592,665**
現金及び預金	4,473,896	一年内返済予定の長期借入金	80,614
受取手形、売掛金及び契約資産	467,702	未払法人税等	238,783
有価証券	1,395,965	未払消費税等	171,034
電子記録債権	723	未払費用	729,593
警備未収入金	1,155,290	賞与引当金	152,059
原材料及び貯蔵品	61,016	リース債務	43,379
その他	220,328	その他	177,201
貸倒引当金	△1,765	**固定負債**	**908,064**
固定資産	**3,498,519**	長期借入金	232,701
有形固定資産	**2,654,251**	退職給付に係る負債	330,146
建物及び構築物	401,101	リース債務	42,381
機械装置及び運搬具	366,388	その他	302,836
工具器具備品	108,887		
土地	1,739,082		
リース資産	38,792		
無形固定資産	**206,966**		
電話加入権	24,330		
実用新案権	107		
商標権	29	**負債合計**	**2,500,729**
水道施設利用権	62	純資産の部	
のれん	166,356	**株主資本**	**8,652,173**
リース資産	16,079	**資本金**	**782,930**
投資その他の資産	**637,301**	**資本剰余金**	**766,550**
投資有価証券	221,072	**利益剰余金**	**7,212,801**
投資建物	5,676	**自己株式**	**△110,108**
投資土地	72,085	**その他の包括利益累計額**	**118,772**
会員権	2,169	**その他有価証券評価差額金**	**82,903**
繰延税金資産	185,794	**退職給付に係る調整累計額**	**35,868**
その他	152,510		
貸倒引当金	△2,007	**純資産合計**	**8,770,945**
資産合計	**11,271,675**	**負債及び純資産合計**	**11,271,675**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2025年10月 1 日
至　2026年 9 月30日）

（単位　千円）

項目	金額	
売上高		**11,516,741**
売上原価		**7,773,113**
売上総利益		**3,743,628**
販売費及び一般管理費		**2,993,087**
営業利益		**750,540**
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,533	
有価証券評価益	5,965	
受取出向料	32,472	
受取助成金	45,944	
受取賃貸料	46,212	
投資有価証券運用益	2,202	
雑収入	40,795	187,126
営業外費用		
支払利息	3,954	
減価償却費	412	
その他	4,631	8,998
経常利益		**928,668**
特別利益		
受取保険金	98,708	
固定資産売却益	389	
投資有価証券売却益	107,774	206,872
特別損失		
固定資産除却損	4,418	
特別功労金	300,000	304,418
税金等調整前当期純利益		**831,123**
法人税、住民税及び事業税		399,962
法人税等調整額		△7,119
当期純利益		**438,280**
親会社株主に帰属する当期純利益		**438,280**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年10月 1 日
至　2026年 9 月30日）

（単位　千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年10月1日残高	782,930	766,550	6,946,056	△130,649	8,364,887
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△171,535		△171,535
親会社株主に帰属する当期純利益			438,280		438,280
自己株式の取得				△65	△65
自己株式の処分				20,606	20,606
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	266,744	20,541	287,285
2026年9月30日残高	782,930	766,550	7,212,801	△110,108	8,652,173

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2025年10月1日残高	87,118	24,468	111,587	8,476,474
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△171,535
親会社株主に帰属する当期純利益				438,280
自己株式の取得				△65
自己株式の処分				20,606
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,215	11,400	7,185	7,185
連結会計年度中の変動額合計	△4,215	11,400	7,185	294,470
2026年9月30日残高	82,903	35,868	118,772	8,770,945

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数14社

連結子会社の名称

株式会社日本保安
株式会社大盛警備保障
株式会社三洋警備保障
I・C・Cインターナショナル株式会社
株式会社トスネット北陸
株式会社トスネット北東北
株式会社トスネット南東北
株式会社トスネット首都圏
株式会社トスネット上信越
アサヒガード株式会社
株式会社トスネット琉球
北日本警備株式会社
株式会社トップロード
株式会社アイワ警備保障

当社は、当連結会計年度において連結子会社であった株式会社ビルキャストを清算したため、同社を連結の範囲から除外しております。

また、ＮＥＸＴ株式会社は、連結子会社である株式会社トスネット首都圏を存続会社として吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

（2）主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

仕掛品　個別法による原価法

貯蔵品　最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

建物及び構築物	5～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）により定額法で按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（５～10年）にわたり、定額法により償却しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 警備事業

警備事業は、各種工事やイベント等について、顧客との警備請負契約に基づき役務を提供するものであり、当該契約に基づき、警備業務が終了したときに履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して警備報告書を提出し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

② ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、請負契約に基づき清掃業務等のビルメンテナンスサービスを提供するものであり、作業が終了したときに履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して作業検収書を提出し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

③ 電源供給事業

電源供給事業は、各種コンサートやイベントにおいて電源車を用いた電源の供給を提供するものであり、電源供給サービスが終了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して精算報告書を提出した時点で収益を認識しております。

なお、長期間にわたる電源供給サービスについては、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)
該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)
該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)
のれんの評価
(1) 当連結会計年度末ののれん帳簿価額　166,356千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
当社グループは、のれんに減損の兆候がある場合には減損損失の認識の判定及び測定を行っており、減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額は、翌連結会計年度予算を基礎とした事業計画に基づき策定しております。
当連結会計年度におけるのれんについて、減損の兆候は把握されておりません。
なお、事業計画における売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定及び測定にあたって、市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

売　　掛　　金	400,420千円
契　約　資　産	67,281千円
合　　計	467,702千円

2．担保資産

担保に供している資産

建　　物	155,914千円
土　　地	560,960千円
合　　計	716,875千円

上記に対する債務

一年内返済予定の長期借入金	34,324千円
長　期　借　入　金	126,221千円
合　　計	160,545千円

3．有形固定資産の減価償却累計額　2,534,508千円

4．投資建物の減価償却累計額　50,211千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　4,732,600株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当金（円）	基　準　日	効力発生日
2025年12月19日定時株主総会	普通株式	171,535	37.00	2025年9月30日	2025年12月22日

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議　予　定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当金（円）	基　準　日	効力発生日
2026年12月18日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172,091	37.00	2026年9月30日	2026年12月21日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

（2）金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び警備未収入金等の営業債権は、主に建築、土木、小売業等に対するものであり、与信調査を基に個別に管理をしております。その他に対するものについては、モニタリング等により個別に管理しております。

有価証券は、市場価格の変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されておりますが、当該リスクに対して、有価証券管理規程に基づき、管理及び運用を行うとともに、取引については取締役会での決裁を行うこととしております。

長期借入金は、主に設備投資及び事業譲受等に係る資金調達を目的としたものであります。また、営業債務や借入金は、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画表を作成するなどの方法により管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊１）	時　価（＊１）	差　額
①投資有価証券	570,100	569,620	△480
②長期借入金	313,315	296,981	△16,333

（＊１）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「警備未収入金」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（＊２）有価証券のうち、預金と同様の性格を有するもの（連結貸借対照表計上額1,000,000千円）は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略し、「投資有価証券」には含まれておりません。

（＊３）市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりとなります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13,590
投資事業有限責任組合及びこれらに類する組合への出資	33,347

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品　　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券		395,965		395,965
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	164,135	－	－	164,135

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品　　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	296,981	－	296,981
満期保有目的の債券（地方債）	－	9,525	－	9,525

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①有価証券

一部の投資信託は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

②投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内 (千円)	1年超5年内 (千円)	5年超10年内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	80,614	181,416	51,285	－
合　　計	80,614	181,416	51,285	－

(賃貸等不動産に関する注記)

親会社では、仙台市内において賃貸物件等を有しております。また、一部の子会社では、東京都内において、賃貸ビル等を有しておりますが、総資産に占める賃貸等不動産の割合が低く、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（収益認識に関する注記）

1．収益の分解情報　　（単位：千円）

	報告セグメント			
	警備事業	ビルメンテナンス事業	電源供給事業	合計
売上高	10,167,479	79,791	1,269,470	11,516,741
顧客との契約から生じる収益	10,167,479	79,791	1,269,470	11,516,741
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	10,167,479	79,791	1,269,470	11,516,741

2．収益を理解するための基礎となる情報

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）３．会計方針に関する事項（６）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,382,739
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,556,434
契約資産（期首残高）	70,159
契約資産（期末残高）	67,281
契約負債（期首残高）	－
契約負債（期末残高）	－

契約資産は、電源供給事業において、長期間にわたる電源供給サービスについて、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しているものとなります。対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（1株当たり情報に関する注記）

1．　1株当たり純資産額	1,885円77銭
2．　1株当たり当期純利益	94円31銭

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月18日

株式会社トスネット
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東北事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　川　行　正

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　倉　毅　典

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トスネットの2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トスネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

　利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、財務基盤の強化にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金37円
総額172,091,255円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年12月21日

以　上

株主総会会場ご案内

仙台市宮城野区榴岡五丁目11番１号
仙台サンプラザ　１階「ローズ」の間
電話　０２２（２５７）３３３３

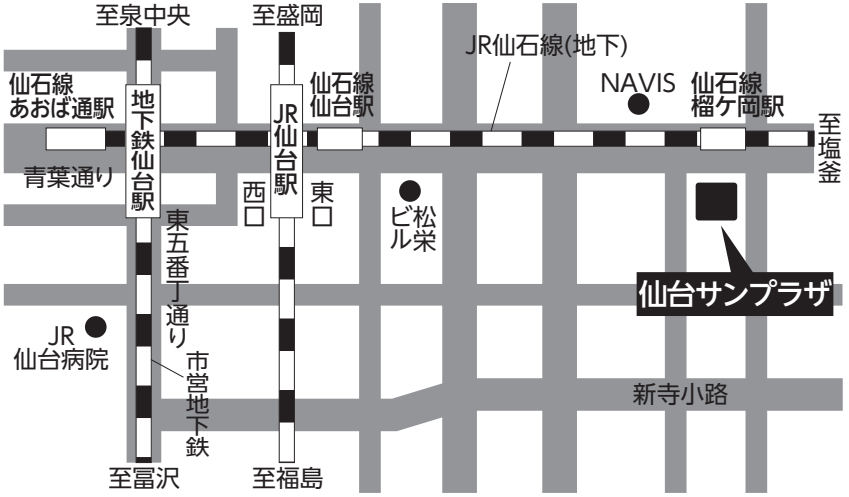

●JR仙石線「榴ケ岡駅」より徒歩１分（目の前）
●JR東北本線、東北新幹線「仙台駅」より徒歩13分